

センターだより

第3号 平成30年12月13日

小松島市青少年健全育成センター

<冬休みをむかえるにあたって>



もうすぐ冬休みですね。冬休みにはクリスマスやお正月、その他にもたくさん楽しいことが待っている人もいます。この時期は、一年を振り返り新しい年に向かって新たな目標を立てるのによいチャンスです。

特に、4月からは生活が大きく変わる人がいると思いますので、積極的に4月以降の自分自身の姿をイメージしてみましょう。

きっと楽しく創造的な目標が立てられるのではないのでしょうか。

これからますます寒さが厳しくなってきます。

皆さんは勉強やスポーツに励んでいることとは思いますが、風邪やインフルエンザにかからないよう体力づくりはもとより、手洗いやうがい、防寒に努めましょう。そして、始業式にはみんなで元気に登校しましょう。

<自転車の交通安全について>

先日、スマホと飲み物を持ちながら自転車に乗り、前方不注意で歩行者にぶつかって死亡させたとして、重過失致死罪に問われた女子大学生に禁固2年・執行猶予4年の有罪判決が横浜地裁で言い渡されました。

このような自転車に関する死亡事故や高額な損害賠償が求められる重大な事故が全国で多発しています。

徳島県では、『徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例』を制定し、**H28.4.1**より施行しました。この条例では、**自転車に乗る人全員のヘルメット着用**や自転車の整備・点検、自転車保険加入への努力義務を定めています。

自転車保険加入については、兵庫県が平成27年に義務化を定めたのを初めとして、全国に義務化が広がってきています。

また、自転車は道路交通法によって「軽車両」と定められており、自動車の仲間です。違反者には以下のような罰則規定が定められています。



- ・ 信号無視 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ 携帯電話使用運転 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ 傘差し運転 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ 無灯火運転 5万円以下の罰金
- ・ 二人乗り運転 2万円以下の罰金または科料
- ・ 並進運転 2万円以下の罰金または科料

(普通自動車並進可の標識がある道路を除く)

イヤホンで音楽等を聞きながらの運転も禁止です。

さらに、平成27年6月の道路交通法改正によって、3年以内に2回以上の摘発を受けた場合、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられるようになりました。講習は、3時間拘束で5,700円の受講料が必要となります。

<携帯・スマホ等の正しいつきあい方>

携帯・スマホの使用には、大きな危険や弊害も伴っています。次のようなルールに基づいた使用を心がけましょう。

1. フィルタリングをしよう。
2. LINEやメールの返事がなくても苛つかない。相手の時間も尊重しよう。
3. 悪口を書かない。悪口に参加しない。
4. SNS等への不用意な投稿をしない。個人情報絶対に教えない。写真なども送らない。
5. 歩行中や自転車乗車中は使用しない。
6. トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。



小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。秘密は守ります。)